

## 議案第 2 1 号

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 2 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

### 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市介護保険条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 6 号ア中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加え、「同法第 3 8 条第 4 項」を「令第 2 2 条の 2 第 2 項」に改め、「特別控除を除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同条第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 2 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 1 5 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア及び第 1 0 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 2 8 条第 2 項の規

定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、前項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、前項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

（経過措置）

5 改正後の山陽小野田市介護保険条例第15条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第21号参考資料

山陽小野田市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第15条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における</u> 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第15条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における</u> 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>同法第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。</u>)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p>

2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)